

令和元年 11 月 17 日の告示第 11 号について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021 年 2 月 19 日）

先日学内施設で令和元年 11 月 17 日に出された告示第 11 号を目にしました。これに関して 3 点質問があります。

①この告示には京都大学が京都大学同学会中央執行委員会（以下同学会）の要求を受理せず交渉に応じない旨が書かれていますが、同学会の要求を受理せず、交渉に応じない理由は何ですか。

②この告示には同学会が中核派全学連に関連する団体と考えられる旨が書かれていますが、それはどのような根拠に基づいて判断されたのですか。

③同学会が開催を呼びかけている代議員会へ関与しないよう学生に注意を促す旨が書かれていますが、これは「学生の自主的な活動について直接関与するものではない」という文に矛盾するのではないのでしょうか。

【回答】（回答日：2021 年 3 月 2 日）

（回答部署：教育推進・学生支援部）

①平成 24 年 6 月 22 日付告示第 5 号をご覧ください。

https://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news_data/h/h1/news5/2012/120622_2.htm

②お答えいたしかねます。

③矛盾するものではないと考えております。